

誰ひとり取り残さない…
そんな取り組みが始まります

この指とまれプロジェクト始動

いい制度やサービスが
あってもそれを
つなぐのは人だから…



地域で、大丈夫だよ!
と声をかけられるのも
人だから…



支援機関
の皆様へ

足りていない支援や社会資源はありますか？

- 8050問題、50の方には誰が声をかけるの？
- 孤立している方の居場所を探してあげたいけど…
- 障害や病気、介護など家族で問題を抱えているようだが会えない…
- サービスや制度に繋がりたいが拒否して支援がすすまない…
- 区役所を案内しているのだけれど、足が向かない様子…

☆サービスや制度につなげるためのお手伝いも致します

☆相談者のご自宅に訪問してお話をうかがいます

↓この指とまれプロジェクト事務局までご相談ください!



合言葉は

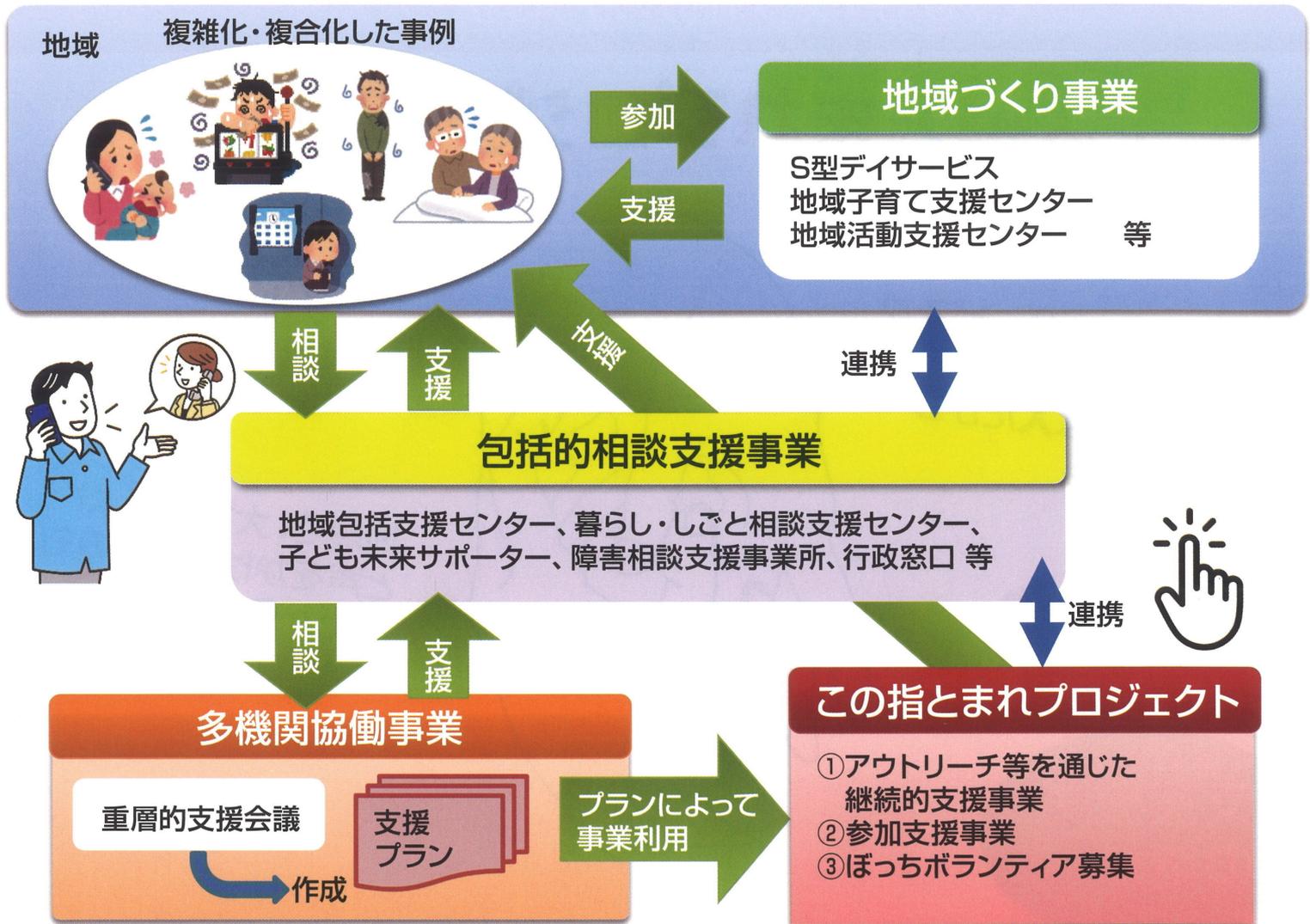
ひとり暮らしでも、ひとりぼっちにしないまち 駿河区

この指とまれプロジェクト事務局

TEL:0120-273-267(平日8:30~17:15)

✉konoyubi@tokaido-sigma.jp

重層的支援体制整備事業全体図



「この指とまれプロジェクト」とは 支え合える地域作りのために！

地域の中で、支援が必要に見えるけれど支援が届いていない方、そんな方が適切な支援につながることを目指すプロジェクトです。

① アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が必要に見えるけれど、支援につながっていない方、支援に拒否的な方にアウトリーチなどを通じ関係づくりを行う事業です。まずは、つながること、を目指します！

② 参加支援事業

本人のニーズに合わせ、社会参加の場とのマッチングや、その後のフォローをし、社会とつながり続けられるよう支援します。本人が希望する社会参加の場がない場合は、創り出す活動も行います。

③ ぼっちボランティア募集

地域住民の中から、このプロジェクトにご賛同いただける方をボランティアとして募集します。名前を“ぼっちボランティア”とし、地域で課題となっていることの検討や解決方法の模索、地域での支援も担っていただきます。地域の課題は地域で発見、解決できる土壌をつくります。

①・②の専門員によるアプローチと、③の地域住民の活動を通じ、地域の中で支援が入らず孤立する人がいなくなるよう「この指とまれプロジェクト」は動きます。

民生委員・児童委員を補佐する

民生委員・児童委員協力員制度

「民生委員・児童委員」とは？

- 地域の一員として、地域の福祉を担う無報酬の地方公務員です。
- 住民のよき相談相手、専門機関のつなぎ役として誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進しています。
- 厚生労働大臣から委嘱を受け、任期は3年で、再任も可能です。
- 静岡県で約7千人、全国で約23万人が活動しています。



民生委員・児童委員を補佐する「制度」とは？

- 近年、地域課題の多様化等により、民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます）の重要性とともに、活動への負担が増しており、静岡県では、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりと民生委員の負担軽減等を目的に、令和元年12月に「**民生委員・児童委員協力員**」制度を創設しました。

民生委員活動に不安が…



協力員にはペアサポーターとエリアサポーターの2種類があります。

- 協力員はボランティアとして民生委員の活動を補佐します。
- 協力員は「**ペアサポーター**」と「**エリアサポーター**」の2種類あります。
- ペアサポーターは民生委員の活動を補佐し、エリアサポーターは地区民児協の運営や活動を補助します。



協力員の活動



	ペアサポーター	エリアサポーター
配置	民生委員・児童委員に1人まで配置可能 (希望制、主任児童委員は除く)	地区民児協に3人まで配置可能 (希望制)
選任	民生委員	地区民児協会長
任期	3年 (ペアとなる民生委員の任期まで)	3年 (委嘱された日から次の一斉改選まで)
活動内容	<ul style="list-style-type: none">● 地域での見守り活動(簡易な訪問、同行訪問)● 民生委員への情報提供● 周知・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">● 地区民児協の会議等に参加● 困難事例の対応方法についての助言● 地区民児協の運営補助

住民の皆様へ

- 民生委員や協力員は、地域の皆様の様子にお変わりがないか見守り活動を行っています。
 - 福祉に関わることで地域の困りごと、ご自身の生活上の心配ごとや困りごと等がありましたら、民生委員や協力員にお伝えください。困りごとを聞いた協力員は、民生委員に伝えますので、民生委員が具体的な相談にのります。
- また、令和元年12月から、新たな制度として協力員が地域で活動をしていますので、活動への御理解と御協力をお願いします。

お問い合わせ

- 「民生委員・児童委員」または「民生委員・児童委員協力員」についてのお問い合わせ
お住まいの市町の民生委員・児童委員担当課へお問い合わせください。

- 「民生委員・児童委員協力員制度」についてのお問い合わせ
静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 電話 054-221-3525